

厚生労働省発基労第1222001号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成20年12月22日

厚生労働大臣 舛添 要一

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労災保険率の改正等

- 一 労災保険率を、別添一のとおり改正するものとする。
- 二 非業務災害率を、一、〇〇〇分の〇・六（現行一、〇〇〇分の〇・八）に改正するものとする。
- 三 船員法第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業に係る労災保険率を一、〇〇〇分の五〇とするものとする。

第二 労務費率の改正

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乘ずる率（労務費率）を、別添二のとおり改正するものとする。

第三 特別加入保険料率の改正

- 一 一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率を、別添三のとおり改正するものとする。

- 二 海外派遣者の特別加入に係る第三種特別加入保険料率を、一、〇〇〇分の四（現行一、〇〇〇分の五）に改正するものとする。

第四 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の三については、平成二十二年一月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

(別添一)

下線が改正部分

改 正 案			現 行		
別表第1 (第6条、第16条関係) 労 災 保 険 率 表			別表第1 (第6条、第16条関係) 労 災 保 険 率 表		
事業の種類 の分類	事 業 の 種 類	労 災 保 険 率	事業の種類 の分類	事 業 の 種 類	労 災 保 険 率
林 業	林業	1000分の 60	林 業	林業	1000分の 60
漁 業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類 養殖業を除く。)	<u>1000分の 32</u>	漁 業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類 養殖業を除く。)	<u>1000分の 41</u>
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	<u>1000分の 41</u>		定置網漁業又は海面魚類養殖業	<u>1000分の 40</u>
鉱 業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業 又はドロマイト鉱業を除く。) 又は 石炭鉱業	1000分の 87	鉱 業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業 又はドロマイト鉱業を除く。) 又は 石炭鉱業	1000分の 87
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の 30</u>		石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の 46</u>
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5		原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5

	採石業	1000分の 70
	その他の鉱業	<u>1000分の 24</u>
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	<u>1000分の103</u>
	道路新設事業	<u>1000分の 15</u>
	舗装工事業	<u>1000分の 11</u>
	鉄道又は軌道新設事業	<u>1000分の 18</u>
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	<u>1000分の 13</u>
	既設建築物設備工事業	1000分の 14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	<u>1000分の 9</u>
	その他の建設事業	<u>1000分の 19</u>
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	<u>1000分の6.5</u>

	採石業	1000分の 70
	その他の鉱業	<u>1000分の 28</u>
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	<u>1000分の118</u>
	道路新設事業	<u>1000分の 21</u>
	舗装工事業	<u>1000分の 14</u>
	鉄道又は軌道新設事業	<u>1000分の 23</u>
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	<u>1000分の 15</u>
	既設建築物設備工事業	1000分の 14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	<u>1000分の 14</u>
	その他の建設事業	<u>1000分の 21</u>
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	<u>1000分の7.5</u>

たばこ等製造業	<u>1000分の5.5</u>
繊維工業又は繊維製品製造業	<u>1000分の4.5</u>
木材又は木製品製造業	<u>1000分の 15</u>
パルプ又は紙製造業	<u>1000分の 7</u>
印刷又は製本業	<u>1000分の4.5</u>
化学工業	<u>1000分の 5</u>
ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5
コンクリート製造業	1000分の 14
陶磁器製品製造業	<u>1000分の 18</u>
その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の 26
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	<u>1000分の 7</u>
非鉄金属精錬業	<u>1000分の8.5</u>

たばこ等製造業	<u>1000分の6.5</u>
繊維工業又は繊維製品製造業	<u>1000分の5.5</u>
木材又は木製品製造業	<u>1000分の 18</u>
パルプ又は紙製造業	<u>1000分の7.5</u>
印刷又は製本業	<u>1000分の 5</u>
化学工業	<u>1000分の6.5</u>
ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5
コンクリート製造業	1000分の 14
陶磁器製品製造業	<u>1000分の 17</u>
その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の 26
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	<u>1000分の7.5</u>
非鉄金属精錬業	<u>1000分の7.5</u>

金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	<u>1000分の7.5</u>
鋳物業	<u>1000分の 19</u>
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	<u>1000分の 11</u>
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	<u>1000分の7.5</u>
めつき業	<u>1000分の 6</u>
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	<u>1000分の6.5</u>
電気機械器具製造業	<u>1000分の3.5</u>
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	<u>1000分の 5</u>
船舶製造又は修理業	<u>1000分の 23</u>

金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	<u>1000分の8.5</u>
鋳物業	<u>1000分の 18</u>
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	<u>1000分の 14</u>
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	<u>1000分の 9</u>
めつき業	<u>1000分の8.5</u>
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	<u>1000分の 7</u>
電気機械器具製造業	<u>1000分の4.5</u>
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	<u>1000分の 6</u>
船舶製造又は修理業	<u>1000分の 22</u>

	計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)	<u>1000分の 3</u>
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	<u>1000分の 4</u>
	その他の製造業	<u>1000分の7.5</u>
運 輸 業	交通運輸事業	<u>1000分の 5</u>
	貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	<u>1000分の 11</u>
	港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	<u>1000分の 12</u>
	港湾荷役業	<u>1000分の 17</u>
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	<u>1000分の3.5</u>
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 12

	計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)	<u>1000分の4.5</u>
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	<u>1000分の5.5</u>
	その他の製造業	<u>1000分の 8</u>
運 輸 業	交通運輸事業	<u>1000分の5.5</u>
	貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	<u>1000分の 13</u>
	港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	<u>1000分の 13</u>
	港湾荷役業	<u>1000分の 23</u>
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	<u>1000分の4.5</u>
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 12

清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13
ビルメンテナンス業	<u>1000分の 6</u>
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の 7
通信業、放送業、新聞業又は出版業	<u>1000分の 3</u>
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	<u>1000分の 4</u>
金融業、保険業又は不動産業	<u>1000分の 3</u>
その他の各種事業	<u>1000分の 3</u>

清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13
ビルメンテナンス業	<u>1000分の6.5</u>
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の 7
通信業、放送業、新聞業又は出版業	<u>1000分の4.5</u>
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	<u>1000分の 5</u>
金融業、保険業又は不動産業	<u>1000分の4.5</u>
その他の各種事業	<u>1000分の4.5</u>

(別添二)

労 務 費 率 表

下線が改正部分

事業の種類分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
		現 行	改 定 案
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%
	道路新設事業	21%	21%
	舗装工事業	<u>20%</u>	<u>19%</u>
	鉄道又は軌道新設事業	<u>23%</u>	<u>24%</u>
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	21%	21%
	既設建築物設備工事業	<u>21%</u>	<u>22%</u>
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	40%	40%
	その他のもの	<u>21%</u>	<u>22%</u>
その他の建設事業			
		24%	24%

(別添三)

下線が改正部分

改 正 案			現 行		
第 2 種特別加入保険料率表			第 2 種特別加入保険料率表		
事業又は作業 の種類番号	事業又は作業の種類	第 2 種特別加 入保険料率	事業又は作業 の種類番号	事業又は作業の種類	第 2 種特別加 入保険料率
特 2	労災保険法施行規則第 4 6 条の 1 7 第 2 号の事業	<u>1000分の 19</u>	特 2	労災保険法施行規則第 4 6 条の 1 7 第 2 号の事業	<u>1000分の 20</u>
特 4	労災保険法施行規則第 4 6 条の 1 7 第 4 号の事業	<u>1000分の 52</u>	特 4	労災保険法施行規則第 4 6 条の 1 7 第 4 号の事業	<u>1000分の 51</u>
特 5	労災保険法施行規則第 4 6 条の 1 7 第 5 号の事業	<u>1000分の 7</u>	特 5	労災保険法施行規則第 4 6 条の 1 7 第 5 号の事業	<u>1000分の 6</u>
特 6	労災保険法施行規則第 4 6 条の 1 7 第 6 号の事業	<u>1000分の 13</u>	特 6	労災保険法施行規則第 4 6 条の 1 7 第 6 号の事業	<u>1000分の 12</u>
特 8	労災保険法施行規則第 4 6 条の 1 8 第 2 号イの作業	<u>1000分の 5</u>	特 8	労災保険法施行規則第 4 6 条の 1 8 第 2 号イの作業	<u>1000分の 6</u>

特 9	労災保険法施行規則第46条の18 第3号イ又はロの作業	<u>1000分の 16</u>	特 9	労災保険法施行規則第46条の18 第3号イ又はロの作業	<u>1000分の 17</u>
特 10	労災保険法施行規則第46条の18 第3号ハの作業	<u>1000分の 7</u>	特 10	労災保険法施行規則第46条の18 第3号ハの作業	<u>1000分の 6</u>
特 14	労災保険法施行規則第46条の18 第2号ロの作業	<u>1000分の 5</u>	特 14	労災保険法施行規則第46条の18 第2号ロの作業	<u>1000分の 6</u>
特 15	労災保険法施行規則第46条の18 第1号イの作業	<u>1000分の 9</u>	特 15	労災保険法施行規則第46条の18 第1号イの作業	<u>1000分の 8</u>
特 16	労災保険法施行規則第46条の18 第4号の作業	<u>1000分の 4</u>	特 16	労災保険法施行規則第46条の18 第4号の作業	<u>1000分の 5</u>
特 17	労災保険法施行規則第46条の18 第5号の作業	<u>1000分の 6</u>	特 17	労災保険法施行規則第46条の18 第5号の作業	<u>1000分の 7</u>